

おわりに

文化財学のススメ

～津和野町における文化財の保護・活用のあり方～

初編 文化財を保護するには目的がある

津和野町における文化財は、国内においても一級品であると言われる。それは、変わらぬ自然や景観の中に本物の文化財がさりげなく存在し続けていることがそう言われる由縁である。これらをどのように把握し、どのように保護し、どのように活用して行くべきか、そして後世にどのように伝えていくべきかについてここにまとめた。

文化財を保護するということは、人間が生きてきた証を守ることであり、今、住んでいる地域を知ることでもある。町民一人一人が自覚し津和野町をよく知り、郷土愛が目覚めることで町がさらに発展することが大切である。津和野町がすすめている文化財保護というものは、ひたすらこれを目的にしている。

第2編 津和野における文化的資源と文化財

文化財は文化の一つの形態である。そのため文化財だけを議論的にするのではなく、文化的資源のひとつとして考える必要がある。

文化的資源とは何か。それは、人類が創造したものや自然なども含むすべてであると言える。津和野における文化的資源について考えてみる。まず、文化財保護法で定められている有形、無形、民俗、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、文化財の保存技術、埋蔵文化財が上げられる。また、人物（西周、森鷗外、小藤文次郎など）や日常的な生活習慣（文字・言葉・食文化など）、村やまちの決まり事や行事なども上げられる。さらに、文化施設（津和野町郷土館、民俗資料館、森鷗外記念館など）なども文化的資源として位置づけられるのである。

第3編 郷土愛と津和野町における文化財のあり方

郷土愛を考える上で、まず地域（津和野町）がどのような歴史を辿り現在に至ったかが重要である。その歴史を理解する上で一番分かり易い方法が、現在かたちとなって残っている文化財を知ることである。

津和野町においては、まず津和野城と城下町遺跡が上げられるが、これだけでは町全体を理解したことにはならない。文化財の総合的把握からでも明らかになったように多種多様の文化財が現存している。古くは縄文遺跡にはじまり、弥生、古代、中世、さらにそれ以降の時代に繋がる多くの遺跡が確認されている。そして、江戸時代になり城下町をはじめ、地域によっては銅山関係で栄えた天領地や、多くの地域において農村部の歴史が残る。これらのすべての歴史の上に現代の津和野があることを理解し、文化財とともに郷土愛を育んでいくことが肝要である。

第4編 文化財の総合的把握と調査

歴史文化基本構想においては、市町村内においてすべての分解類型において把握を行うことが求められた。そこから得られた結果をベースに関連文化財群や保存活用区域といった特徴を新たに見出すことが必要で、日常的な業務の中であって、これまでと同じような手段ではこれは不可能であった。そこでこの問題を解決するために「地域学」の手法を取り入れた。すわち、地域と行政が協力して

総合的な把握に取り組むとともに、当然調査期間中においては「文化財」について講義を行いながら把握につとめた。

また、調査については、町が直接実施したもの、地域で把握されたものの中からある程度まとまりのあるものについて専門家や大学などの研究機関にお願いして実施し、その内容は多岐にわたる。調査は期間的なものもあって限定的なものになったが、商家庭園群や藩邸の板戸絵など興味深いものもあり、今後これら成果を指定や登録に結び付けていくことが大切である。

第5編 文化財の活用

このたびまとめられた文化財一覧表は、今後様々な面において活用が期待されている。すでに公民館どうしの交流の素材として、また観光の新たなコース設定の素材としての活用が始まっている。ある小学校では1年間を通じて「城と城下町」をテーマとして6回にわたる授業と現地視察を経て「津和野に残った宝物」と題したマップを作成した。

もちろん、公民館をはじめとして観光協会や商工会などの既存の組織からも、様々なテーマにおいて津和野の歴史遺産に関わる講演依頼が増えている。文化財は多様であり、何も指定文化財だけが活用の対象ではなく、様々な組み合わせによって地域の魅力がアップするだけでなく、人々の活動そのものが活性化するのである。

第6編 町民の役割と行政の役割

個々の文化財はその所有者による保存が原則である。しかし、急速に過疎化の進行する中であってそれが困難となってきており、「地域の文化財は地域で守る」ことが今後求められてくる。その形態は様々で、集落や公民館といった単位での取り組みが大変重要となってくる。

また、行政においては、指定文化財に対する支援はもちろんのこと、今回の基本構想における関連文化財における個々の結びつき、さらには保存活用計画においてその中心となる文化財と他の構成要素の結びつきについても積極的に支援を行う必要があることが明らかになった。

いずれにせよ、今後町民と行政が一体となって保存・活用していくためにはそれぞれの役割を理解し、確実にそれを成果に結び付けていく絶え間ない努力が必要なのである。

(了)



津和野小学校6年による卒業制作

歴史 基本構想 文化

本報告書は、文化庁の委託業務として、津和野町が実施した文化財総合的把握モデル事業の成果を取りまとめたものです。

従って、本報告書の複製、転載、引用等には文化庁の承認手続きが必要です。

平成23年（2011）3月

津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画書

発行 津和野町

編集 津和野町教育委員会

〒699-5605 島根県鹿足郡津和野町後田〒64番6

tel 0856-72-1854 fax 0856-72-1650